

流山市建築基準法施行細則

平成29年3月6日規則第11号

改正

平成30年2月26日規則第7号

令和2年3月31日規則第24号

令和2年3月31日規則第25号

令和5年3月28日規則第22号

令和7年3月31日規則第22号

令和8年9月24日規則第58号

流山市建築基準法施行細則

流山市建築基準法施行細則（昭和62年流山市規則第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 各種申請（第3条—第7条）

第3章 各種届出（第8条—第11条）

第4章 定期報告（第12条—第14条）

第5章 道路（第15条—第18条）

第6章 法令からの委任（第19条—第23条）

第7章 書類等の閲覧（第24条）

第8章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「施行条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（書類の提出）

第2条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則の規定により市長又は建築主事若しくは

建築副主事に提出する申請書、届出書等の提出先は、まちづくり推進部建築住宅課とする。

第2章 各種申請

(確認申請)

第3条 法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認申請書には、別表に掲げる図書を添付しなければならない。

(指定申請)

第4条 法第3条第1項第3号の規定による指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書（別記第5号様式）に必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る建築物を指定したときは、保存建築物指定通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(許可申請等)

第5条 省令第10条の4第1項及び第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる許可の申請をする場合その他市長が必要と認める場合 省令第1条の3第1項に規定する日影図

ア 法第48条第1項から第7項までのただし書、同条第9項から第12項までのただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可

イ 法第55条第3項及び第4項各号の規定による許可

ウ 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

エ 法第58条第2項の規定による許可

(2) 工場の用途に供する建築物の場合 工場調書（別記第3号様式）

(3) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（前号の建築物を除く。）の場合 危険物調書（別記第4号様式）

2 省令第10条の4第1項に規定する許可関係規定による許可及び同条第4項に規定する工作物許可関係規定による許可を受けた事項の範囲内において、許可を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記第7号様式）に省令第10条の4第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する通知書及び変更に係る図書を添えて、

市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の申請を承認したときは、変更承認通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定申請）

第6条 次に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項の例により、当該認定の申請を行うものとする。この場合において、第2号から第16号までの認定に当たっては、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をする前に認定の申請を行わなければならない。

- （1） 法第3条第1項第4号の規定による認定
- （2） 法第42条第2項の規定による認定
- （3） 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定
- （4） 政令第144条の4第1項第1号、第2号及び第4号ただし書の規定による認定
- （5） 施行条例第5条ただし書の規定による認定
- （6） 施行条例第7条ただし書の規定による認定
- （7） 施行条例第8条ただし書の規定による認定
- （8） 施行条例第12条ただし書の規定による認定
- （9） 施行条例第14条第3項の規定による認定
- （10） 施行条例第22条の3の規定による認定
- （11） 施行条例第23条第3項の規定による認定
- （12） 施行条例第39条第3項第2号の規定による認定
- （13） 施行条例第40条第1項第2号の規定による認定
- （14） 施行条例第42条第3項の規定による認定
- （15） 施行条例第44条第3項の規定による認定
- （16） 施行条例第51条第5項の規定による認定

- 2 省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図その他必要な資料とする。

- 3 市長は、第1項の申請を認定したときは省令第10条の4の2第3項の例により、当該申請者に通知するものとする。

- 4 省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定による認定又は第1項に掲げる

認定を受けた事項の範囲内において認定を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記第7号様式）に省令第10条の4の2第3項に規定する通知書又は前項の通知に係る書類及び変更に係る図書を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 5 市長は、前項の申請を承認したときは、変更承認通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（全体計画認定申請）

第7条 省令第10条の23第6項の規定により規則で定める図書及び書類は、全体計画認定申請理由書（別記第9号様式）及び法第6条の3第7項若しくは第18条第11項の適合判定通知書又はその写し（建築物の計画が法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。）とする。

第3章 各種届出

（記載事項の変更）

第8条 建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築主等に変更があったときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が連署して、記載事項変更届（別記第10号様式）に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を受けたことを証する書類（以下「確認済証等」という。）を添えて、市長又は建築主事に届け出るものとする。

- 2 前項のほか、工事が完了する前に確認等の記載事項に変更があったときは、記載事項変更届（別記第10号様式）に確認済証等を添えて、市長又は建築主事に届け出るものとする。
- 3 市長又は建築主事は、前2項の届出を受理したときは、記載事項変更届受理通知書（別記第11号様式）により、当該届出に係る建築主等に通知するものとする。

（工事監理者の決定等）

第9条 確認等を受けた建築主等は、建築士である工事監理者を定めたとき、若しくはこれを変更したとき、又は工事施工者を定めたとき、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届（別記第12号様式）により建築主事に届け出なければならない。工事監理者又は工事施工者の住所若しくは氏名に変更があったときも同様とする。

- 2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書

(別記第13号様式)により当該建築主等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 確認等の申請書又は第15条第1項に規定する道路指定申請書を提出した建築主等は、市長又は建築主事が当該申請について確認等の処分をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第14号様式)を市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該申請書の副本及び建築工事届を当該建築主等に返還するものとする。

(工事等の取りやめ)

第11条 確認等を受けた建築主等は、当該建築物、建築設備又は工作物の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届(別記第15号様式)に確認済証等を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。

第4章 定期報告

(特定建築物の定期報告)

第12条 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)とする。

- (1) 地階(階数が3以上の建築物に限る。次号、第3号ア及び第6号において同じ。)又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途(屋外観覧場を除く。)に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
- (2) 地階又は3階以上の階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。第13条第6項において同じ。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
- (3) 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等の用途(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生じるおそれの少ない建築物等を定める件(平成28年国土交通省告示第240号)第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(第13条第6項において「高齢者等就寝用途」という。)を除く。)に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

イ 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

ウ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの

(4) 学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(5) 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(6) 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該右欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までに掲げる建築物(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)	令和8年5月1日から 末日までの間	2年ごとの5月1日から 末日までの間
政令第16条第1項第4号並びに前項第4号及び第5号に掲げる建築物	令和8年8月1日から 末日までの間	3年ごとの8月1日から 末日までの間
政令第16条第1項第3号及び前項第6号に掲げる建築物(法別表第1	令和7年10月1日から 末日までの間	2年ごとの10月1日から 末日までの間

(い) 欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)		
-----------------------------	--	--

3 政令第16条第1項各号及び第1項各号の2以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第5条第3項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(調査項目等の付加)

第12条の2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第1第1号に掲げる建築物における定期調査の項目、方法及び結果の判定基準(以下この条において「調査項目等」という。)について、同告示第2の規定により次の表のとおり調査項目等を付加する。

調査項目			調査方法	判定基準
1 建築物の内部	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視その他これに類する方法(以下この条において「目視等」という。)	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	防煙壁(次条第1項第2号アに掲げる排煙設備に係るものを除く。)	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	非常用の	非常用の照明装置の作動	各階の主要な非常用	非常用の照明装

	照明装置 (次条第 1項第2 号イに掲 げるもの を除く。)	の状況	の照明装置の作動を 確認する。	置が作動しない こと。
		照明の妨げとなる物品の 放置の状況	目視等により確認す る。	照明の妨げとな る物品が放置さ れていること。

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第13条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 小荷物専用昇降機(籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。)

(2) 建築設備(住戸内に設けたものを除く。以下この条において同じ。)のうち次に掲げるもので、政令第16条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備(排煙機又は送風機を設けたものに限る。)

イ 法第35条の規定により設けた非常用の照明装置(予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)

(3) 防火設備のうち、次に掲げるもので、第12条第1項各号に掲げる建築物に設けたもの

ア 常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。)

イ 随時閉鎖式又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)

2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第12条第3項の規定による報告を最初に行った日の属する月に応当する月(最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項(法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過し

た日以後6月の間)

- (2) 前項第2号に掲げる建築設備 次の表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期(省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、排煙設備に係るものにあつては、同表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期)

建築設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び第12条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた建築設備	毎年5月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の5月1日から末日までの間
政令第16条第1項第4号並びに第12条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年8月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の8月1日から末日までの間
政令第16条第1項第3号及び第12条第1項第6号に掲げる建築物(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた建築設備	毎年10月1日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の10月1日から末日までの間

- (3) 政令第16条第3項第2号及び前項第3号に掲げる防火設備 次の表の左欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期(省令第6条第1項に規定する検査の項目のうち、防火設備に係るものにあつては、同表の各欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期)

防火設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び第12条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物	毎年5月1日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の5月1日から末日

(法別表第1 (い) 欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた防火設備		までの間
政令第16条第1項第4号並びに第12条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年8月1日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の8月1日から末日までの間
政令第16条第1項第3号及び第12条第1項第6号に掲げる建築物(法別表第1 (い) 欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた防火設備	毎年10月1日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の10月1日から末日までの間

3 省令第6条の2の2第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機等 毎年3月1日から末日までの間

(2) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等(次号に掲げるものを除く。) 法第12条第3項の規定による報告を行った日の属する月に応当する月(最初に行う報告にあっては、法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間)

(3) 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間

4 省令第6条第3項本文又は省令第6条の2の2第3項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前2月以内(前項第2号及び第3号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると市長が認めるものにあっては、報告の日前1年以内)に検査し、作成したものでなければならない。

5 第2項各号に掲げる特定建築設備等又は第3項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し、若しくは休止し、又は再開したときは、特定建築設備等(変更・廃止・休止・再開)届(別

記第16号様式)を市長に提出しなければならない。

- 6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物に設けた防火設備(第2項第3号に掲げる防火設備を除く。)については、政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた特定建築設備等で法第12条第3項の規定により指定したものとみなして、第2項、第4項及び前項並びに次条第2項の規定を適用する。

(定期報告の書類の保存期間)

第14条 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める省令第5条第3項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 政令第16条第1項第1号から第3号まで並びに第12条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して2年間

(2) 政令第16条第1項第4号並びに第12条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して3年間

- 2 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める省令第6条第3項及び省令第6条の2の2第3項に規定する書類の保存期間は、法第12条第3項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して1年間とする。

第5章 道路

(道路の指定申請)

第15条 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定申請書(別記第17号様式)に必要な設計図書その他必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について道路を指定したときは、道路指定通知書(別記第18号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 3 法第42条第1項第4号の規定により指定された道路を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(道路位置の指定申請)

第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、

道路位置指定等申請書（別記第 19 号様式）に道路位置指定等申請図（別記第 20 号様式）及び次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- （２） 申請に係る土地の登記事項証明書
- （３） 前 2 号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請について道路の位置を指定したときは、省令第 10 条第 3 項の通知を道路位置指定等通知書（別記第 21 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 法第 42 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項の規定により指定された道路その他の既存の私道を変更し、又は廃止するときは、前 2 項の規定を準用する。

（開発区域内等の私道の変更及び廃止）

第 17 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により位置の指定を受けた道路又は同条第 2 項の規定により指定された道路若しくはその他の既存の私道（以下この条において「位置の指定を受けた道路等」という。）が次の各号のいずれかに掲げる区域内に存在する場合において、当該位置の指定を受けた道路等について当該各号に掲げる開発行為又は事業の工事の着手があったときは、法第 43 条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該位置の指定を受けた道路等の変更又は廃止について前条第 3 項において準用する同条第 1 項の申請及び同条第 2 項の措置がなされたものとみなす。

- （１） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条若しくは第 35 条の 2 の開発行為の許可を受けた開発区域又は同法第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の事業地 開発行為又は都市計画事業
 - （２） 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業の施行地区 土地区画整理事業
 - （３） 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業の施行地区 市街地再開発事業
- （道路の位置の標示）

第 18 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

第 6 章 法令からの委任

（建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定）

第19条 政令第10条第3号ハ及び第4号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。

(1) 政令第10条第3号に掲げる建築物 施行条例第45条及び第46条の規定

(2) 政令第10条第4号に掲げる建築物 施行条例第45条及び第46条第3号の規定

(し尿浄化槽に係る区域の指定)

第20条 政令第32条第1項の規定により衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

(建蔽率制限の特例)

第21条 法第53条第3項第2号の規定により指定する建築物の敷地は、その周囲の3分の1以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 幅員がそれぞれ4メートル以上の二つの道路（法第42条第2項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）で、その幅員の合計が10メートル以上のものが内角120度以内で交わる角地

(2) 建築物の敷地に接する道路の反対側に又は敷地に接して公園等があり前号に準ずると認められるもの

(垂直積雪量)

第22条 政令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、30センチメートルとする。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第23条 政令第130条の12第5号の規定により規則で定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に規定する建築物に接続する部分とする。

第7章 書類等の閲覧

(書類の閲覧)

第24条 省令第11条の3第3項の規定による同条第1項及び第2項の書類（以下「書

類」という。)の閲覧(書類の写しの証明書の交付を含む。以下この条において同じ。)については、次のとおりとする。

(1) 閲覧場所 まちづくり推進部建築住宅課

(2) 閲覧日 次に掲げる日以外の日とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(3) 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

3 書類を閲覧しようとする者は、書類閲覧・交付請求書(別記第22号様式)を提出し、市長の承認を得なければならない。

4 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に移動してはならない。

5 市長は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は書類を汚損し、若しくは毀損するおそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

第8章 雑則

(違反建築物の公告)

第25条 法第9条第13項(法第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、標識(別記第23号様式)を設置して行う。

2 省令第4条の17に規定する違反建築物の公告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面を流山市公告式条例(昭和26年流山市条例第1号)第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示することにより行うものとする。

(1) 措置を行う者の住所及び氏名

(2) 措置を行う期日及び場所

(3) 措置の内容

(4) 前各号に掲げるほか必要な事項

(計画通知書への準用)

第26条 第2条、第3条及び第8条から第11条までの規定は、法第18条第1項の規定の適用を受ける者の場合に準用する。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の流山市建築基準法施行細則及び千葉県建築基準法施行細則（昭和39年千葉県規則第12号）の規定によりなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年2月26日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第24号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第22号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第22号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定、第12条の次に1条を加える改正規定及び第13条の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8年9月24日規則第58号）

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
法第12条第1項の規定により定期報告を要する建築物	定期報告対象建築物等調書（別記第1号様式）	
浄化槽を新たに設置する建築物	浄化槽調書（別記第2号様式）	
がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
	構造計算書	
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙	<p>（1）客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。）</p> <p>（2）客席の用途に供する部分の通路の幅員</p> <p>（3）建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員</p>
	換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法
	暖房又は冷房設備図	縮尺、気罐（かん）機械及び配管の配置並びに寸法
	映写室詳細図	縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	電灯電力配線図	縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法

共同住宅又は寄宿舍の 用途に供する建築物	配置図 平面図又は別紙	(1) 建築物と敷地境界線までの距離並び に通路の位置及び幅員 (2) 当該用途に供する部分の床面積の合 計
施行条例第40条の2に 規定する児童福祉施設 等	平面図又は別紙	段差の高さ及び傾斜路の勾配
物品販売業を営む店舗 等の用途に供する建築 物	配置図 平面図又は別紙	(1) 建築物と敷地境界線までの距離及び 前面空地の幅員 (2) 各階の売場面積及び店内通路幅
工場の用途に供する建 築物	工場調書(別記第3 号様式)	
危険物の貯蔵施設を有 する建築物(工場の用途 に供する建築物を除 く。)	危険物調書(別記第 4号様式)	